

「天皇制コンフォーミズム」と J. S. ミル『自由論』

舟 越 耿 一

- 一 はじめに — 「課題」としての民主主義
- 二 天皇フィーバー現象の解説
- 三 「天皇制コンフォーミズム」
- 四 J. S. ミル『自由論』の現代的意義

一 はじめに — 「課題」としての民主主義

いったい現代日本の民主主義とはどのようなものなのか、あるいは、現代日本の民主主義はどのようなものとして機能し現前しているのか、という問題の立て方は、一定の「民主主義者」には、極めて自明な事柄を何を今さら言挙げするのだという印象を与えるかもしれない。日本国憲法は国民主権原理を宣明し、それに従って基本的人権の多様なカタログが保障され、しかも、この憲法が、度重なる改憲の動きに抗して40余年も保持されてきたからである。戦後40余年、憲法すなわち「平和と民主主義」こそわが国民が誇りとして守り通してきた基本的価値原理ではなかったかと。

しかし、素直に憲法典を読めば、そこに象徴天皇制というかつての君主制の名残が厳然として存在していることは事実であり、その運用の現実も極めて反国民主権主義的である。また、その国民主権原理が具体的裏付けを欠いた擬制的性格を脱してないことも指摘できる。さらに基本的人権の保障についても、個人の思想・良心・信教といったごく基本的な自由権のところでは、天皇制に関わっての侵害の事例が少なくないのである。

1988年末以降に起こった天皇フィーバー現象は、全国的に弔意の強制や「自粛」現象を惹起し、天皇制に批判的な言論や行動に対する陰陽の抑圧が横行した。このことは現代日本の民主主義が、いかに底の浅い、脆弱なものであったかを示すものであった¹⁾。

そこで、まず、わが国の現在の民主主義について考えるにあたっての基本的なスタンスのとりかたについて確かめておきたい。

丸山真男は、1950年、朝鮮戦争勃発後の国内の政治的思想的パニックという情勢を背景にして、「ある自由主義者への手紙」を書いた。丸山は後日これについて、「自分としては、いわゆる時事論文というよりも、時事問題を通じて、現代日本政治にたいする、ヨリ広くは政治過程一般にたいする基本的なアプローチの問題を提示したつもりである²⁾」と述べている。40年前の著作であるがここでは次のような叙述に注目する。

「まず最初に僕が強調したいことは、およそ我々の社会とか政治とかの問題を論ずる場合に、抽象的なイデオロギーや図式から天降りに現実を考案して行くことの危険性だ。……現在問題になっているようなイデオロギー——例えば自由主義とか共産主義と

か社会民主主義とかいうような——は思想としてはいずれも舶来であり、日本人が自ら生活体験のなかから生み出して行ったものではない。民主主義がアメリカ人にとって、所謂“way of life”となっているのとはちがって、日本人の日常生活様式と、こういういろいろのイデオロギーとは実はまだほとんど無媒介に併存しているにとどまる³⁾。」

確かに、このような指摘は一般に少なくないのだが、今ここでは、わが国の民主主義について、それを憲法典やなんらかの民主主義「論」で語ったり、測ったりしてすますことの問題性の指摘として受けとめることができる。つまり、わが国の民主主義は戦後40余年たった今日においても依然として与えられた「理論」や「観念」にとどまり、一人ひとりの「生き方」において決して十分に血肉化・規範化されている訳ではないにもかかわらず、「わが国は民主主義国家である」というようにして、それを自明のものとして受けとめていないか、ということである。重ねていえば、現代日本の民主主義について、紙の上（憲法典）でそれがどう保障されているかではなく、現実に人々の“way of life”すなわち行動原理・思考様式、また生き方、生活内容としてどう発現しているかが語られ把握されなければならないということである。

戦後40余年の間に民主主義をスローガンとした実に多様な実践や運動があった。しかし、それらがどの程度、民主主義が諸個人の内面において血肉化され、かつ社会的・政治的に規範化されることに寄与したかは極めて疑問である。それ故に、way of lifeとしても、制度としても、民主主義はわが国において未だ「課題」であり続けているのだといってよからう。

丸山によれば、「日本の歴史は階級闘争の歴史よりもむしろはるかに多く、被抑圧者が蔭でブツブツいいながら結局諦めて泣き寝入りして来た歴史である⁴⁾」ということになる。具体的な人間関係と行動様式における民主主義化は、伝統的あるいは前近代的要素の広汎な残存につき不届きどころまでは決して進行していない。かくして、「日本社会のどこに『防衛』するに足るほど生長した民主主義が存在するのか。知識人の自由にとっても、広く国民大衆の政治的・経済的権利の拡充にとっても、当面の問題は既存の民主主義の防衛ではなく、漸く根の付いたばかりの民主主義をこれから発展伸長させてゆくことなのだ。それは何も『ソ連型民主主義』のことをいうのじゃなく、まさに西欧の市民的民主主義の意味でいうのだ。この意味の民主主義もわれわれにとって未だ課題であって現実ではない。」だから、民主主義的な憲法や法律の整備をもって実体的な社会関係も民主的であるかのように考える人は「ウルトラ形式主義者」といわれても仕方がない。わが国においては、憲法と民主主義の名において基本的人権の抑圧や侵害が行われるという「いたましいパラドックス」が進行しているからだ⁵⁾。

たとえば、憲法21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定しているが、この規定があることによって、わが国には「言論の自由がある」といえるであろうか。この規定だけでは、厳密に言えば憲法上言論の自由が保障されており、これを制限する法律や公権力の行使は違憲無効とされうるということにとどまる。真に「言論の自由がある」といえるためには、何よりもまずこの自由を行使する主体が存在しなければならない。そしてその自由が現実に行使され、さらに、それに対するリアクションが単に反論に止まり、いかなる権力的抑圧や社会的暴力もないという事態があってはじめて「言論の自由がある」ということになるのではなかろうか。ところが1988年末の天皇

フィーバー状況下においては、表現の自由に対する「自主規制」やさまざまな社会的、政治的抑圧が現出し、あげくのはてにはただ「天皇の戦争責任はあると思う」と発言しただけの本島等長崎市長に対する銃撃事件まで発生した。これらの諸現象は、果たしてたんに一過性のものにすぎないとして軽視してよいものであろうか。

私には、こと天皇制に関わっては、単に「自粛」のような過剰同調にとどまらず、それを自由に論議したり批判することによって異端視されることを恐れたり、また右翼の報復的暴力に過敏に畏怖することによってこれに沈黙し無関心をよそおうといった思惟・行動様式が、現代の多くの日本人の中に抜きがたく存在しているように思われる。つまり、天皇制に関わっては、当然行使されるべき自由や権利がなぜか行使されていないという状況があるということである。その意味で「天皇制が国民の行動様式、生活内容、思惟様式をいかにとらえているかという問題の科学的認識⁶⁾」は依然として私たちの現代的課題であるといえる。これを主体の側からとらえ直すとすれば次のようにいえよう。

「われわれ日本人の内面に生きている伝統が、あらためて認識されねばならない時がきているようである。それがなされるのが、同時にわれわれ現実の主体を自覚することであり、そうして自覚された伝統は、いうまでもなく、もはや『伝統的なもの』ではない。そこに、はじめていわゆる“主体性”が確立されるであろうから。「一般に『近代精神』というカテゴリーで把えられている自律的人間像をこの国に実現しようとする志向が根柢を貫いていたとしても、そのような人間像は現代日本の精神構造からかけはなれた目的であるにすぎないから、日本の伝統に対する主体的理解がない限り、『主体性』の主張は、現実の主体が自らを内面的に自覚して自己を疎外者に対して防衛し、或は確立しようとするものではなかった⁷⁾」。

思想の自由の独自の歴史がないところで、しかも輸入された理念としての思想の自由しか語らないとすれば、私たちはどのようにして思想の自由を自己の生活次元での普遍的規範となしうるのであろうか。そして、天皇制こそ私たちに思想の自由を与えなかった当のものであるとすれば、天皇制との思想的・内面的格闘とそれからの精神的自立なしには、思想の自由を担い行使しうる主体の形成はありえないのだといえる。天皇の代替わりというこの「天皇の季節」は、私たちが日本の「歴史」と「伝統」、そして現状に無自覚に順応していることによって自己の精神生活の主体性が疎外されていることを反省するまたとない好機となった。

本稿は以上のような問題意識にたって、1988年9月19日以降の「天皇フィーバー」現象の実態とその意味を問い、さらにそれをふまえて J. S. ミルの『自由論』にその批判的視座を求めようとするものである。いわば、天皇制思想の「伝統」と「慣習」にからめとられている日本人の自己認識とそれからの自立・解放を求める試みである。

二 天皇フィーバー現象の解説

以下、1988年9月19日の天皇裕仁吐血直後に起こった「天皇フィーバー」現象を振り返り、若干の整理を行なう。期間は同年末までに限定し、素材は東京本社発行の朝日新聞に求めることにする。

天皇フィーバー現象で第一に指摘すべきは、言うまでもなくテレビや新聞の大量過剰な

天皇報道である。朝日新聞は9月18日から26日まで、23日を除いて8日間連続して病状報道を一面トップで扱い、社会面の多くもそれに当てている。また病状と医師団・皇室・宮内庁関係者の動きを刻々と知らせるドキュメントと体温・脈拍などの数値が連日紙面にあり臨場感をあおった。他方、連日国民の側の動静も伝えられ、とりわけ「自粛」と「記帳」の報道が目立っていく。たとえば、「天皇陛下ご重病、ご回復願う都民」・「息詰め見守る市民」（25日）といった報道があり、22日から始まった一般記帳については、「宮内庁12ヵ所、記帳2万人超す」（23日）、「記帳に7万人、皇居では1キロの列」（24日）、「記帳所にカサの列」（25日）、「坂下門お見舞傘の海」、「16万8000人が記帳、宮内庁施設」（26日）、「皇居に続く祈りの列」（26日）といった大小の見出しが大きな写真とともに流された。その後も「記帳者全国で200万人超す」（29日）といったように、記帳者の数が連日報道された。

10月14日には、『陛下ご闘病報道』が「前例なし」「現場なし」の手探り報道である旨の自戒と弁明の記事が掲載された。その記事は、「ご容体に関連して起きてくる現象には、定まった『現場』はない。どの現象を報道するかで、『現場』は変わり、それに従って『事実』も変わり得る」という認識を示している。また、9月20日以降1週間分の社会面2ページに限っての「ご闘病報道の記事量」について、「カット、見出し、写真を含めたご容体報道の割合は49%」であり、3年前の日航ジャンボ機墜落事故の際の記事量に匹敵するとしている。注目されるのは、天皇報道のマスコミの影響について以下のような認識が示されていることだ。

『「クローズアップ効果」』『再生産問題』ということばも、取材班の中から出た。ニュースとして大きく取り上げるほど、実体以上の印象を読者に与えてしまう危険性と、ニュースが次のニュースを生み出す可能性のことだ。たとえば皇居前の記帳の列。陛下のご病状をめぐる動きの中で、よく目立つ。だから『ご回復を祈る人々』として記事にする。それが、国民こぞって、という風に読者に受けとめられないだろうか。行事の自粛に関しても同じだ。まつりまで自粛をしたという記事が『うちだけ実施するとまずいのでは』という反応を呼び起こし、結果として自粛ムードをあおってしまったのでは、という思いは、取材班の一人ひとりが持っている」。

実際にマスコミにおいて、このような状況認識が以後どのように生かされたのかはよくわからない。後知恵だった可能性もある。しかし、その後の同紙の「自粛の街を歩く」という連載企画では、その自戒が生かされているともいえる。しかし全体として、天皇フィーバー現象が、テレビと新聞によってつくられたことはまちがいない。常識をはるかに超えた大量報道によって「皇室の語り部」としてのマスコミの役割はいかなく発揮された。上述の弁明・自戒にかかわらず、裕仁の戦争責任問題や天皇制批判に関する主体的な見解の披瀝はなかったといえるからである。

第二の問題として「自粛」ブームを誰がつくり出したのかを探ってみたい。「自粛」第一号が登場するのは早くも9月21日の紙面である。そこでは『「不謹慎」をおそれて急きょ中止となった映画のイベントもあった。天皇の容体急変が伝えられた20日、松竹宣伝部は21日に予定していたオムニバス映画『バカヤロー!』（森田芳光監督）試写会の際のイベント『バカヤロー! 言いたい放題コンテスト』を無期延期すると発表した。宣伝部の説明によると、『こういう情勢（容体急変）の下で、こういうイベントはまずい』との判断からだという』とある。判断過程とその内容を表に現さないたんに「不謹慎」、「まずい」という

非論理的で情動的なことばの使用だけで最初の「自粛」が登場したことの意味は、その後の影響という点からも決して小さくない。

しかし、「自粛」ブームを先導したのは政府とマスコミであるといえる。9月22日の紙面が、竹下首相が税制改革を訴えるための地方遊説を中止したことを伝え、同時にイタリアのデミタ首相の訪日計画を延期するようイタリア政府に申し入れる方針を固めたこと、宇野外相の国連総会出席のとりやめなどの外交日程の大幅変更が報道された。これがすべての始まりである。同時に他方で、新聞は、独自取材という形で「自粛」をつくり出してゆく。23日の紙面は、「陛下気遣い遠出は自粛——首都周辺の各界」という見出しの下に、「東京の、人の出入りが鈍っている。閣僚や国会議員は地元に戻るのをやめ、経済団体や財界幹部の中には、出張やゴルフを控える人も多い。宮家でも、国内外の行事への出席のとりやめが続いている。23日の秋分の日からは、飛び石連休。前夜の東京駅には、いつもの連休前と変わらない人波があった。天皇陛下のご容体急変から4日。様々な思いや気遣いが、首都の動きを変えつつある」とリードがあり、永田町、経済界、皇族方の「自粛」の動きが詳しく報じられている。さらに24日には、「祭りの秋『自粛』ムード」という見出しの下に、「天皇陛下のご容体急変に伴って、祭りやパレードなどを中止したり延期したりする動きが全国各地で相次いでいる。『陛下が苦しんでおられるのに、華やかなことはできない』というのが大方の理由だが、『周りがやめるから』という連鎖反応も多い。なかには、教育委員会が小、中学校長を集めて、運動会の花火や万国旗をやめるよう指示するなど、上意下達式の自粛ムードも目立ってきた」というリードが続き、「自粛」の具体的事例が報じられる形になっている。この記事の横には、天皇周辺の動きを刻々と伝える「ドキュメント」があり、また「皇居前広場には、お見舞いの記帳をする人たちの長い行列ができた」という説明つきの写真が添えられるという紙面作りである。25日には、在京テレビ各局が「ご病状悪化で番組大幅変更」をしたとある。このようにして、「自粛」ブームは、まず政府に始まり、直ちにマスコミがこの期の国民の身の処し方としてつくりあげていったと見ることができる。

その後も「優勝パレードや当選乾杯中止」(26日)、「資金パーティーも延期続々」、「客船進水パーティーも延期」,「JR『エキコン』中止に」,「東商創立110周年記念バザールも」(27日)などと続き、28日に至ってようやく「催し自粛広がり商売痛手、楽団・ホテル・花火も」,「市民団体『自粛に待った』デモ」という形で「自粛」の影響の大きさが意識される。そして29日になってやっと「自粛」ブームに対するブレーキがかけ始められることになる。朝刊で社説が「ご回復願う気持ちの表し方」という題で次のように述べている。

「民間のさまざまな行事にも、過度に自粛する傾向が急速に現れている。だれが考えてもいまの時期には適切でない催しを、やめるのはわかる。参加者の共感を得られなければ意味がないわけで、中止や延期の例が出ているのは不自然ではない。しかし、やはりそれは主催者が、それぞれの主体的な判断で決めることだろう。自粛とはいいながら、実際は役所などの勧告で自動的にとりやめになっている例もあるようだ。いったん、こうした『判断停止』で走り出す状態が生まれると、『よそがそうなら、うちも』『なにか摩擦が起きては困る』と、右へならえをする動きが、加速的に拡大してゆく。もともと日本社会を支配しがちな集団主義が、こと皇室にからむ問題では、ひときわ敏感に現れる。それが、常識的に見て実施して構わないと思われる行事や、むしろ人々が求めている行事まで、と

りやめてしまう傾向を生んでいはいはしないか。極端な例とは思いますが、『なぜネオンを消さないか』などと、企業に迫って歩いている団体もあると聞くにつけ、『自粛ムード』の広がりやの底にある、危険な要素を感じずにはいられない。」

この社説の結びは、「われわれは、これを他人事のようにいうつもりはない。マスコミの報道ぶりに批判が少なくないことも、痛感している。そうした声に対する自戒も含めて、この際、象徴天皇である陛下にふさわしい、自然で心のこもったご回復祈念のあり方を求めてゆきたい」であり、朝日新聞は、過剰な自粛とその危険性に警鐘を鳴らしはするけれども、基本的に自粛に反対ではないという態度を示したことになる。また、当日の紙面に初めて外国の反響が報じられ、「韓国紙・仏通信社が批判」という二段見出しがある。

他方、政府の側も、官房長官見解という形で、「国民の日常的な社会、経済生活に著しい支障が出ることになってはいかがなものか」と、過度の自粛は好ましくないという立場を表明するに至り、29日の夕刊がそれを報じた。

以上が「自粛」ムードをつくり出し、あおった側が「自粛を自粛」するまでの経過である。しかし、いったん広がったムードがそう簡単に沈静化するはずもなく、30日の紙面には、天皇問題をめぐって地方議会が紛糾していること、「自粛」が福祉関係行事の中止にまで及んでいることが報じられる一方、新聞は「自粛」ムードの責任を政府や自民党に「転稼」しはじめる。同日の紙面の中に、「閣僚の外国出張や首相の『辻(つじ)立ち』を中止して、自粛のきっかけをつくったのは政府」という文章や、「自治体や企業の行事自粛ムードは、こうした政府、自民党の動きに歩調を合わせたもの、といえそうだ」という文章が見られるからである。

第三に記帳所をめぐる動きについて見てみる。宮内庁は22日から皇居の坂下門外と全国の12の宮内庁施設で一般の記帳を受けつけることを始めたが、これと歩調を合わせて全国各地の自治体でも独自に記帳所が設置され始めた。その仕掛け人は自民党である。新聞によれば、「陛下のご容体が悪化したあと、自民党本部は各都道府県に対して『都道府県や市町村は、他の政党にも働きかけ、自治体などにお見舞いの記帳所を設けるように』と口頭で要請した。地方議会でのご回復祈願決議については、公式には『県連の自主判断で』という立場を示しているものの、同党の皇室問題懇話会(藤波孝生座長)の関係者が、問い合わせに応じて決議の案文を示すなどの動きもあり、事実上、決議を推進している形だ」

(9月30日)、「22日朝の皇室懇総会では、『地方でも記帳ができるよう、自民党が都道府県や市町村に働きかけるべきだ』という声が相次いだ。このため、皇室懇の意向を受けた同党幹部が全国の都道府県連に対し、記帳所の開設を地方自治体に働きかけるよう連絡、その後、全国各地に記帳所が設置されるきっかけとなった」(10月4日)とある。

10月8日の夕刊には、「自治体記帳所事情さまざま」という見出しの下に記帳所をめぐるいくつかの動きが報じられている。そこには、警察庁が記帳者数の集計をしていること、当初、記帳所は大半が神社だったが、26日頃から地方自治体の記帳所がふえ始め、30日のピーク時には2千ヵ所に及んだこと、全市町村に記帳所を設けた県が7県あること、そのほか、防災無線を使って記帳所設置を知らせた(埼玉県蕨市)、市長名による記帳所開設のお知らせが行政連絡員を通じて、回覧板のように各戸に回された(千葉県四街道市)、自民党県議全員が各自の選挙区の市町村役場を回り、議員や職員に記帳を働きかけた(富山県)等のことが報じられている。記帳所の開設と記帳への動員について自民党の役割がいかに

大きかったか説明の必要もないと思われる。他方、10月14日の紙面には、「記者とマスコミの影響」という分析記事があるが、9月13日に坂下門で100人にアンケートしたところ、記者に来たきっかけについて、新聞、テレビのマスコミの報道をあげた人が過半数の56人だったとある。ここでもマスコミの影響は小さくないことがわかる。以上の記事から見る限り、「記者」ブームに責任があるのは、政府自民党とマスコミということになる。

第四に、「自粛」現象の論理とその背景について考えてみる。

政府自民党やマスコミにとっては「自粛」は「当然」であったろう。前述の9月29日の朝日新聞の社説は「憲法で『国民統合の象徴』と定められた方のご病気であるからには、むろん当然の現象には違いない」とある。天皇制を肯定する人々にとっては、天皇重体のさなかの各種行事や通常の生活は、不遜、不敬、不謹慎にあたるということになるのだろう。エスタブリッシュメントにとっては、天皇は文化的にも政治的、経済的にも必要不可欠な存在である。過剰な皇室敬語にみられるように、その価値ができるだけ高いことが望ましい。洪水のような天皇報道によって、天皇の病状を気づかい、特別な存在としての天皇のイメージを高め、精神的に神格化できれば、利用価値は一層高まる。この時期は、そのような思惑を人情論や感情論でくみ、世論を誘導していく絶好の機会だと考えられたにちがいない。政府自民党やマスコミにとっては外交問題や国民生活よりも天皇の病気の方が大事であるという価値判断は、無言のうちに明らかにされたと言ってよい。

しかしより重要なことは、国民の側の「自粛」の動機づけである。新聞によれば、次のような表現が目立つ。「陛下が苦しんでおられるのに華やかなことはできない」「ご病気なのにお祭りはどうかと思う」「こういう情勢の下でこういうイベントはまずい」「時節柄、派手な催しは好ましくない」「わが市だけが強行するのはどうかと思われたので」「周りがやめたから」「何か摩擦が起きては困る」等々。前二つは一応純粋な動機による「自粛」の言い訳であると思われるが、それでも天皇の病気で行事等を取りやめるのはその身内だけがすればいいのであって、身内以外の者には関係ないことである。そうでないとすれば、この人々にとっては、象徴天皇制の論理が戦前の家族国家観と同様のものとして考えられていることになろう。中の四つはまったくの非論理であり、まさに右へ倣えの過剰同調であるといえる。最後のものは、たとえば右翼に乗りこまれる恐れを危惧したプラグマティックな対応ということになろう。

国民の側における「自粛」の思考と行動の様式の典型的なパターンは、「長崎くんち」の中止にみられる。長崎くんちは長崎市諏訪神社の秋恒例の大祭であるが、それが中止された舞台裏のいきさつが88年10月6日の朝日新聞に報じられている。

見出しは「批判に気がね『自粛』に順応」「結論の前に『大勢』の重圧」であり、リードに「『陛下がご病気なのに、町の中で騒ぐのはどうか』が理由だが、祭り関係者からは『実施したかった。しかし全国各地の自粛の動きには逆らえない』『自粛』が大勢ならば、それに順応していくのが日本人』という声も聞かれる。そこには陛下への気遣いとは別に、大勢に流されやすい日本人の行動様式がうかがえる」とあって、「自粛」が大勢順応という行動様式にもとづくものであることが的確に示されている。記事の内容を見ると、

『各地で催し[・]が中止[・]になっている折、全国に知られた長崎くんちを自粛しな[・]かったら、何[・]と言われるか分[・]からない』『残念だ[・]なあ』という声[・]が出て、結論[・]が出る前[・]に『自粛』が決[・]まっている[・]ような空気[・]だった』「激論[・]が交[・]わされたわけ[・]ではない』「結論[・]はおの[・]ずと決[・]まり、会

議は一時間足らずで終わった」「『お互いみんな(奉納踊りを)やりたい。万全の態勢もとっていた。しかし、9月20日以降、全国的な(自粛の)動きを見て、くんちをしたいという気持ちを抑え、大勢に従うのが常識的な線だと考えるようになった。ぜひやろう、という意見は出なかった。自分だけ蚊帳の外にはいけない。今回は自粛が大勢であると認識し、われわれもそうあるべきだ。自主性を失ってはいけないが、順応することを忘れてもいけない』『みんな燃えに燃えていただけに、かえすがえすも残念だ。別にどこからか(中止の)圧力があつたわけではなく、中止したくないとみんな思っていたのに、結果はご覧の通りだ。(自粛の)既成事実が重くのしかかり、あえて実施すれば反発も多かったかもしれない。しかし、よかったのかなあ』、中止決定後、踊り町の中から不満の声も出たが、しかし不満は表立ってはいないとある(傍点筆者)。

この事例は「自粛」が「自粛」を生んでいく過剰同調の思惟・行動様式を見事に示している。このような態度によって「自粛」は日本国中を支配することになった。他方、もちろん過剰同調を拒否し、自主的な判断をする人々も決して少なくないのであり、その事例の一つが、「右へならえをするのはよくない。唐津には唐津の行き方がある」として実施された「唐津くんち」である。ここでは、何度も議論を重ね、手順を踏んだ上で実施を決定した(西部本社発行朝日新聞10月26日付)。結論が出る前におのずと決まっていたという長崎くんちとは極めて対照的である。ちなみに、祭りの実施決定に大きな役割を果たした唐津くんちを取り仕切る総取締は、ガダルカナル島からの撤退作戦で被弾し九死に一生を得た人物であり、自民党の地区支部長を務め、唐津市役所に記帳所が設けられれば、行って署名する元陸軍大尉であったという。大勢順応主義に抗しうるのは、所属政党のいかんにかかわらず自主的な判断をなしうる自立した個性によるといえるかもしれない。

しかし「自粛」はたんに国民の側の過剰同調のみによるのではない。上意下達式の「他粛」の面も重要である。新聞では、教育委員会が小、中学校の運動会や学園祭について、「万国旗を飾ったり、花火の打ち上げを自粛するよう」各校長に指示した例(9月24日)、「祝賀的な行事は自粛するよう労働省から連絡があつたため」に障害者雇用促進大会を中止した例(9月30日)がみられる。また、「各省庁などに、この行事はやっていいのか、あの催しは構わないのか、という問い合わせが殺到している」という状況の報道もある(9月30日)。新聞ではこれらの事例の報道は少ないが、元来、上からの命令や指示は表に出にくいことも考えられ、実際にはなんらかの指示、命令に基づく「自粛」が相当数あつたのではないかと推測される。上意下達式の「自粛」は権威による服従の強制であり、これが混入することによって下からの大勢順応はより一層加速されることになったのではなからうか。

さらに、国民を「自粛」に導いたもう一つの有力な要因として、右翼団体による有形無形の圧力を指摘しなければならない。この事例は新聞ではあまり登場しなかったが、「なぜネオンを消さないか」などと企業に迫って歩いている団体もある(9月29日)、右翼団体を名乗る男の電話での開催中止要求によって「沖縄カーニバル」が中止された(同)、記帳所設置に関して住民監査請求を起こした奄美大島の医師に脅迫が相次ぐ(10月7日)などの報道があつた。右翼団体による脅迫や圧力という点では、88年12月7日に市議会で「天皇の戦争責任はあると思う」と発言した本島等長崎市長に対するそれは未曾有のものであつた。極めて遺憾なことに、彼は90年1月18日に右翼に銃撃され九死に一生を得たのだが、88年

12月21日には、右翼団体が62団体、車輛82台をもって長崎に集結するなど、考えられるありとあらゆる暴力の脅威にさらされた。天皇制と関わっての右翼暴力の役割は極めて重要である。あればあったで、なければないで、国民は右翼の影におびえて自由な天皇制論議すら回避する構図がある。「自粛」の影の主演は天皇制右翼の暴力であり、国民の側のそれに対するおびえと過剰な自己規制であるともいえる。「天皇制を考える集会」の会場使用を「右翼がなだれ込み混乱を生ずる恐れが強い」という理由で県と市の施設が断わったという事例（10月5日、14日）や、都庁職員労組が「右翼の妨害による混乱を避けるための緊急避難」としてストや集会を延期したという事例（10月22日）はそのことを如実に示している。ところが右翼の方も「実は、陛下のご病気の悪化後、その筋からしつこく自粛要請があった」（10月30日）とあり、「自粛」現象のもう一つの影の力として警察の役割も見逃すことはできない。

三 「天皇制コンフォーミズム」

前節で新聞によりながら天皇フィーバー現象の実態を見てきた。くりかえしになるが、結論として以下のような特徴が指摘しうる。

第一に、天皇フィーバー現象についてはマスコミの先導的役割が特に大きかったこと。吐血直後から「自粛」の異常さを自覚するまでに10日間を要している。そこには情報の選択と評価にかたよりがあったことは否めない。天皇重体の特別視があり、洪水のような重体報道と国民を総医者にするような詳しい病状の経過報道で国民の関心と臨場感をあおり、いち早く「自粛」が始まったことをとりあげることによって読者を「自粛」に誘導し、また連日記帳に並ぶ人々の大きな写真を掲載しかつ記帳者数を大きく発表することによって、記帳に誘導したといえる。

第二に、「自粛」の端緒をつくったのは政府自民党であること。外交問題や国内政治よりも天皇の病状の方が重大であると判断し、政治日程を凍結、変更したことの影響の大きさは否定できない。その後、経済活動への影響という点から「自粛の自粛」をうち出したけれども、天皇の病気快癒を祈念する国民の「自粛」行動は、「国民統合の象徴」としての天皇への国民の精神的動員という点において、かれらにとっては基本的に好都合であったといえよう。

第三に、記帳所開設と記帳への動員に自民党が大きな役割を果たしたこと。自民党が全国の都道府県連に対して記帳所開設を働きかけたことは先に見た通りであるが、地方の自民党議員が記帳をよびかけて県内を飛び歩いたことも見逃すことはできない。

渡辺治は、600万人という記帳者数のかなりの部分は、自民党——自治体の利益政治のルートを通じて集められたと見ている。それは88年8月末に締め切られた自民党の党員・党友の数577万7千人と記帳者600万人が近似しているという指摘でうなずける⁸⁾。

第四に、日本国中を席捲したかに思われた「自粛」の論理と没論理に次のような特徴を指摘できること。(1)典型的には「長崎くんち」に現れたように、国民の側に、明らかに過剰同調あるいは大勢順応という思惟・行動様式が見られたこと。(2)それと同時に平行して、公機関の指示や要請という形で上意下達式の「自粛」の強要があったこと、(3)国民の「自粛」の背景に右翼の有形の威嚇や無言の圧力が働いていたこと、である。新聞によるかぎりでは以上のような諸点を見出すことができた。

他方、渡辺治は、「天皇フィーバー」現象の原因を現代日本社会の支配構造（企業支配とその上に乗る自民党政治、企業社会の統合力と自民党の利益政治網）の所産に求める分析を示している。たとえば、デパートが「横並び」で「自粛」に走ったのは、「何もデパートが一様に天皇に忠誠心が厚かったわけでも、また、日本社会の集団主義的特質が顕在化したわけでもなかった。企業の『自粛』が『横並び』で行われたのは、激しい企業間競争のために他ならなかった」「企業は他者と異なる行動をとるという危険をおかすよりは、他社に足並みをそろえてリスクを少なくする方を選ぶからである」「もし一社だけ突出して、“この社はもうけのために天皇の病気をないがしろにした” というような批判を受けたり、右翼に押しかけられたりして、長期的な企業イメージを低下させることを恐れたのである⁹⁾」と。

自民党議員が記帳への動員に飛び回ったということは前述した。こうして、渡辺治によれば、「裕仁天皇の死去とその代替りに際して、突如生じた『天皇復権現象』は、決して日本社会の伝統の強さを示したのではなく、むしろすぐれて現代的な日本社会の支配構造——すなわち企業社会とその上に乗る保守支配の構造——の強さを示したものである、ということである。一見、民衆が示した天皇への帰依とみえるものは、実はそうでなく、むしろそれは企業と利益政治への帰依であったと思われる¹⁰⁾」ということになる。

私は、基本的にこの結論に異論はない。確かに「自粛」は現代日本の強力な企業社会の力を示したという側面を否定することはできない。しかしながら、“天皇フィーバー”現象の背景としては、渡辺が不十分だとして否定した「内なる天皇制」とか、「日本社会の集団主義的体質」とか、日本社会の伝統的あるいは前近代的体質の残存、また政府やマスコミのキャンペーンの役割も過少に評価される必要はまったくないと思われる。というのも、そうでなければ、各地の各種の「まつり」、コンサート、学園祭、運動会、結婚式、忘年会、年賀状…の「自粛」は説明しえないからである。むしろ、「自粛」が社会的に問題とされたのは、これらの国民の日常生活に関わる次元での「自粛」だったのではないかと思われる。企業内労働者にしても記帳への動員をあからさまに拒否はできなくても、なんらかの目立たない形で回避することは十分可能であったろう。

このような理由から、私は、天皇フィーバー現象、とりわけ「自粛」現象の基本的要因を、マスコミなどの企業や政府自民党による誘導、強要という側面と、結局これに抗しきれずに動員され誘導されてしまった、また、「自発的に」順応してしまった国民の側の思惟・行動様式という点に求めたいと考える。

前節の「長崎くんち」の例に典型的に現われているように、国民の側の「自粛」には、明らかに没論理的で、合理的な思考を欠いた思惟・行動様式としての過剰同調 (over-conformity) という態度が見られた。それは明らかに天皇制と関わっての同調行動 (conforming behavior) というべきものである。したがって「自粛」に動いたこのような思惟・行動のあり方をコンフォーミズム (conformism, 大勢順応主義) としてくくっていいと思われる。このようなコンフォーミズムは、集団の大小を問わず、集団のあるところにはどこでも見出せるものであり、集団生活の中で人間がもつ基本的傾向性の一つであるとみられている。ところが「自粛」コンフォーミズムの場合は、天皇制に関わってのものであり、天皇制のもつ力や理念に自覚的に対応したり、あるいは無自覚的に天皇状況ともいうべき「大勢」に順応したりするものであった。そこには意識的であれ無意識的であれ、各自の

内面において思考や感情を支配している天皇制思想がある。その意味でこれを「天皇制コンフォーミズム」と呼びたいと思う。

この各自の内面における天皇制にとらわれた思考や感情は、人によっては価値的に肯定的であったり、また意識下に至らないほどバク然としたものであったりしよう。ところがこれに対する環境（たとえばマスコミ）の働きかけがあったり、また上部機関や管理者や有力者等による権威にもとづく要請、指示、命令が加わったり、さらに、右翼による威嚇や暴力といった各種の制裁が予想されるということになると、コンフォーミズムは一挙に爆発することになる。日本国中をおおいつくしたかにみえた「自粛」現象はこのようにして起ったものと考えられる。

日本固有の「<天皇教>=集団同調主義」ととらえ、同調しないことへの（「村八分」にされることへの）恐怖心が「自粛」の連鎖反応をも産み出したとして、「『天皇教』とは、ごく一部の狂信右翼を除く大半の日本人にとっては、こうした集団同調主義の心理以上のもではない¹¹⁾」という竹内芳郎の指摘もある。

戦後、天皇存在は神権的・絶対的な権力者から単なる象徴としての権威者へ、制度上の変化をみたが、国民はもとより進歩的な「民主主義者」も多くは天皇制に口を閉ざし、自由な議論を避けるばかりかなんらこれに言及しないという思想・言論状況が続いた。それは天皇存在がさしあたって重要な意味をもたないという戦後の政治・文化状況があったということもあるが、結局そのことによって天皇制との主体的な思想的葛藤が回避され、天皇の絶対的価値視とそのコロラリーとしての天皇制へのタブー意識が各自の内面において解体されることはなかった。この無意識下に広範に残存したタブー意識にもとづいて、とにかく天皇制については語らないということが、たとえば、少数者になることの恐れや出世の妨げといった打算的な考え方であれ、右翼の暴力に過敏に畏怖するという形であれ、戦後一貫して続いてきたのであり、これもコンフォーミズムのネガティブな形であろう。

意識においてはなんでもないはずの人が、天皇制については自由に議論することを回避したり、あるいは天皇制に関心をもちながらも「暴力性感受の過敏性」におちいる人びとの深層心理の由来は、次のような藤田省三の指摘によって水解する。

「家族主義がもっとも正統な集団理論として国家までも家族にアナロジーするのであるから、家に政治が拒否されるように、国家からもまた政治は排除される。天皇は一系の権威であり、天皇制は自然の秩序である。かくて体制の変革をくわだてるものは自然の破壊者であり、したがって火刑に値する。革命勢力にたいする天皇制の、世界に『冠絶』した暴力と圧制はこれに基礎づけられる。非政治性によって家と国家はつなげられるが、おなじ国民の『非政治化』によって体制の黙認が保護される。『一家相和す』醇風美俗が、この非政治性の内容であって、これによって上下の対立・摩擦が中和され、天皇は日本近代の社会に遍在する中和の象徴として機能する¹²⁾」。

これは天皇権力の正統性を基礎づけているイデオロギーとしての「家族国家観」に関する叙述であるが、「和」の価値とそれを攪乱するものへの「暴力」による抑圧の構造が政治的ではなく非政治的な（その意味で高度に政治的な）文脈において語られている。結局「和を以て貴しと為す」が何者にも自明の価値であり、異論を唱えることは「平地に乱を起こす」ことであるという伝統的思惟そのものが天皇制イデオロギーであり、暴力を加える側も、それを恐れる方も、このイデオロギーにとらわれていることになるのだといえよう。

神権的絶対主義的天皇制が解体された戦後においても天皇制コンフォーミズムが存続してきたのは、藤田の所論に従えば、権力国家と共同態国家という異質な二原理による二元的構成によって成立していた天皇制国家の、一方の共同態国家としての原理が、薄められながらも社会的に生き続け、かつ培養されてきたからだと考えられる。

「象徴としての『天皇』は、或は、『神』として宗教的倫理の領域に高昇して価値の絶対的実体として超出し、或は又、温情に溢れた最大最高の『家父』として人間生活の情緒の世界に内在して、日常的親密をもって君臨する¹³⁾」という事態がそうである。確かにほとんどの民衆は普段は天皇とまったく関係ないところで生活している。日常的に天皇が意識されることはほとんどない。しかし他方で、多くの民衆は天皇制を批判したり否定したりすることは大変なことだと思っていることも事実である。その日常生活のレベルにおける理由は、ひとつには、公の儀式や儀礼において、必ず、厳粛さの中に日の丸・君が代があるということであり、もうひとつは、民衆の文化と生活の中に抜きがたく天皇制が埋め込まれているということである。それは、神社参拝の風習であり、元号であり、国民の祝日などである。伝統や慣習・慣行と思われる生活の様式や内容の中で天皇制と関わるものは決して少なくない。結局そのようなものによって、なんらの自覚的な「天皇制体験」をもたない戦後世代までもが、「なにげなく」天皇制にからめとられてしまうことになる。教育現場による日の丸・君が代の強制と天皇制教育の強要、さらにはマスコミの天皇一家に対する絶対敬語の多用と皇室報道のあり方もそれを助長していることは言うまでもない。

こうして天皇制コンフォーミズムは平時においても広く社会的に潜在し、天皇制を批判することは言うに及ばず、天皇制について自由に論議したりすることさえ一般的に回避されることになり、結果として、民衆の日常生活レベルでの天皇制の対象化とその結果得られるであろう批判的視点と抵抗力は限りなく薄められてしまうことになる。平時においてはとりたててその弊害が現れないとしても、今回の「自粛」現象にみられるように、いったん「有事」の際には民衆は個人としても集団としても「自発的に」動員される結果となり、その意味で、ナショナリスティックな国民統合力としての天皇制コンフォーミズムの政治性は依然として無視しえないものとしてあるとすることができる。

ところで私は前稿において次のように述べた。

「天皇に関するコンフォーミズムが発現・作動する構造は、権力—中間団体—民衆の重層構造において見る必要がある。権力は、制度運用や旧天皇制のシンボルを駆使することによって天皇の神聖性、権威性の強化を演出し、マスコミや企業、それらの協会や連合会、また各種の地域団体といった中間的任意団体が社会的に同調・画一化を強制し、民衆がタブー意識と事大主義においてそれを受容するという構造である。自粛コンフォーミズムは決して民衆の自発性に基づいて発生したのではなくて、上からの『任意的強制』と中間団体による社会的コンフォーミズムの組織化によって現れたことを見る必要がある。」

この叙述では、民衆の自発性よりも上からの「任意的強制」と中間団体によるコンフォーミズムの組織化を強調する形になっている。そして、そのことは天皇フィーバー現象の特徴として前節で把握したところで明らかになっていると思われる。本稿では、権力と中間団体による同調への誘導に乗ってしまった民衆の側の思惟・行動様式としてのコンフォーミズムという側面を主たる課題としている訳である。

さて、私のコンフォーミズムのアイデアは、樋口陽一と大嶽秀夫の対談「戦後民主主義・

コンフォーミズム・天皇制¹⁴⁾に負っている。この対談の一つの焦点は、中間団体におけるコンフォーミズムが戦前的な天皇制あるいは政治的抑圧と直接にリンクしているか否かという問題であり、天皇制に関して社会の次元と国家の次元を区別するということである。従ってそこでは、J. S. ミルの「自由論」における「政治的抑圧」と「社会的専制」の区別が援用され、かつその区別の枠組が現代日本社会の分析に適用されることがきわめて明瞭に示されていた。たとえば、かれらは以下のような分析を示した。

「いまの日本でよく自身が非常に懸念を持っているのは、社会的な次元における自由主義の著しい後退です。社会的な行為あるいは道徳的な次元で、他人と同じことをする必要はないという、ジョン・スチュワート・ミルなんかの主張は、著しく後退して、社会的な同調性が要求されるようになってきている。…社会的自由への侵害にはほとんど歯どめがかかっている。この点に強い懸念をもっています」(大嶽)

「統治権力から命令されてではないにしても、社会的な同調を余儀なくされるのに対してノーと言う自由、もっとよく言えば、ノーと言わなくちゃいけないという価値観、自分が自分でなくなる場合には損を覚悟でもノーと言わなくてはいけないという価値観の問題です。」(樋口)

「多元的な価値を認めようとしないう社会というか、あるいは多様性を価値と考えないような文化が成立してしまったことについては、これからどうなるのだろうかという懸念を持っています。心配だというよりも、息苦しい感じがするから不愉快だということです」(大嶽)

かれらは吐血後の天皇フィーバー現象を「異様」と見つても、「国民の自粛ムードというのも懸念するほど強くなかった」(大嶽)、「日本人は意外にさめていた」(樋口)という観察を示しているが、そのような二人さえもが、現代日本社会の過剰同調にペシミスティックな認識をもっているのであるから、問題の根は深いといえる。そこで次には、この社会的な過剰同調のどこが何故に基本的に問題なのかを明らかにするために、両対談者がしばしば言及したJ. S. ミルの「自由論」の構想を見ることにする。

四 J. S. ミル『自由論』の現代的意義

天皇フィーバーと関わってJ. S. ミル(John Stuart Mill, 1806—1873)の『自由論』(On Liberty, 1859)が注目されるのは、そこで「多数者の専制」(the tyranny of the majority)、「社会的専制」(social tyranny)、「世論の専制」(tyranny of opinion)の害悪が指摘され、それがなぜ問題なのか極めて明瞭に示されているからである。ミルの『自由論』は19世紀自由主義の古典的名著であり、わが国でも明治初期に翻訳が出るなど、広く読まれ研究されてきており、この著書そのものについてここで紹介することはしない。ただ、この著作が、明治初期の文明開化の時代、自由民権運動、大正デモクラシー、そして戦後のファシズム批判期といった時代に、つまりわが国の近現代史において自由主義と民主主義に実践的に深い関心が寄せられた時代に読まれてきたことは当然のことながら注目されてよい。その意味で、20世紀末の今また天皇制コンフォーミズムの現出によってわが国の民主主義の脆弱性、奇型性が痛感せられる状況があるが故に、この著作が改めて顧みられる意義があるのだといえる。

ミルが「多数者の専制」ということで問題としたのは、多数者による「社会的統制」とそれによって害悪を被る「個人の独立」との間の調整ということであった。

ミルは『自由論』の冒頭で、この論文の主題は、「市民的ないし、社会的自由である。すなわち、社会が個人に対して当然行使してよい権力の性質と限界とを、問題にするのである」と提起し、その結論を次のように述べている。「用いられる手段が、法的処罰という形の物理的力であれ、世論という道徳的強制であれ、強制と統制という形での個人に対する社会の取り扱いを絶対的に支配する資格のある、一つの非常に単純な原理」とは、「人類が個人的または集団的に、だれかの行動の自由に正当に干渉しうる唯一の目的は、自己防衛だということである。すなわち、文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人にたいする危害の防止である」¹⁵⁾と。従来、『自由論』への論及は、この「自己防衛」、「他人にたいする危害の防止」をめぐる論点を明らかにすることを中心に行われてきた。

しかし、本稿で問題にしたいのは、「多数者の専制」という視点そのものであり、また「多数者の専制」の実際の形態とその害悪の原理的な理解である。この点について、以下ミルに内在的にかつごくプリミティブに読んでいくことにする。

ミルは「多数者の専制」の弊害とそれから身を守ることの重要性を以下のように指摘する。

「他の専制と同じく、多数者の専制は、はじめのうちは、主として官憲の行為を通して作用するものとして恐れられたものであり、今でも一般にはそう受けとられている。しかし思慮ある人々は、社会それ自身が専制者であるときには、つまり集団としての社会がそれを構成する個々の人間に対して専制者であるときには、その手段は、行政官の手によってなしうる行為のみにかぎられているのではないことに気がついた。社会はそれ自身の命令を通すことができるし、また現に通しているのである。そこでもし社会が、正しい命令のかわりにまちがった命令を出したり、社会が関与すべきでない事柄にいやしくもなんらかの命令をくだした場合には、社会は多くの種類の政治的圧迫よりもさらに恐るべき社会的専制をなすことになる。なぜなら、社会的専制は、ふつう、政治的圧迫の場合ほど重い刑罰によって支えられてはいないが、はるかに深く生活の細部に食いこんで、魂そのものを奴隷にしてしまい、これから逃れる手段をほとんど残さないからである。したがって、行政官の専制から身をまもるだけでは十分ではない。支配的な世論や感情の専制に対して防衛することも必要である。つまり、社会が法的刑罰以外の手段を用いて、自己の考えや習慣を、それに同意しない人々に行為の規則として押しつけようとする傾向や、社会のやり方と調和しないいかなる個性の発達をも阻止し、できればその形成をも妨げ、すべての性格に社会自身を模範として自己を形成するように強いる傾向に対する防衛も必要である。個人の独立に対して集団の意見が正当に干渉しうることには限界がある。その限界を見つけ、これを侵害からまもることは、人間の望ましい状態にとって、政治的専制からの防衛と同様、欠くことのできないものなのである」(p. 63, 219頁)。

ここでミルは、まず政治権力の行為を通して作用する「多数者の専制」よりも、社会それ自身による専制である「社会的専制」の害悪の方がより大きいことを強調している。「社会的専制」は「政治的圧迫」以上により日常生活に浸透し、精神を奴隷化し、人びとはこれから逃れることはできない。というのも「社会的専制」は具体的には社会の支配的な「世

論」「感情」「考え」「習慣」を人びとに押しつけるという形で行われるのであり、それは社会への同調の強要であるからである。その結果「個性の発達」が阻害されることになるが故に、「政治的専制」からの自己防衛と同様に「社会的専制」からの自己防衛が、個人の思想的・精神的独立を防衛するために重要である、と述べている。もっとも、ミルの叙述はきわめて簡明であり、くどい説明の必要はない。日頃、日本社会の集団主義的傾向やコンセンサス優先に問題を感じている人びとにとっては、ミルの叙述は現代日本社会のそのような傾向に対する批判の書であるかのように理解されうるのであろう。説明を抜いてミルをして語らせよう。

ミルによれば、ある時代ある国で行われている、また法律や世論によって強制されてきた「行為の規則」は、人びとによって「自明でそれ自体正しいものだと思われる」が、それはほとんど錯覚にすぎない。それは「習慣」の魔術である。習慣が「たえず天性そのものとりちがえられている」のであり、また習慣が「行為の規則についてなんらかの疑問が生ずるのを防いでいる」のである。

行為の規則に関して実際に人びとを支配している原理は、「自分や自分の同感する人々が、彼らにそう望むようにすべての人々は行動しなければならないという感情である」。そして行為の規則を決定する主要な原理は、第一に「階級的利害と階級的優越感」であり、第二に「現世の支配者や神々の好悪と想像されたものに対する人類の隷従」であり、第三に「社会の一般的かつ明らかな利害」である。

「このように、社会の好き嫌いないしは社会のある有力な部分の好き嫌いこそ、法と世論の罰則のもとに、一般に遵守するように決められた規則を、事実上決定してきた主要なものなのである」(以上、pp. 64—66, 220—222頁)

さまざまな人間の行為の規則は一見自明のもののように見える。けれども決して民主主義的な議論を経て同意に達したものではなく、たんなる感情や利害、好き嫌いによって決定されたものであり、権力や権威が欲するであろうと勝手に想像したものに対する隷従の結果であるとミルは述べている。そして、そのような行為の規則は、「直接的に、また第一義的に」「彼自身にだけ関係する」領域については強制されるべきでないのである。そのようにして確保される領域こそ「人間の自由固有な領域」であり、それは次のようなものから成り立つ。第一に意識という内面の領域であり、それはもっとも広い意味での良心の自由、思想と感情の自由、意見を表明し出版する自由であり、第二に嗜好の自由、職業の自由であり、第三に個々人のあいだの団結の自由である。ミルにとっては、これらの自由の領域は絶対的に譲りえない最低限のものである。それ故に、ミルは次のように述べる。

「これらの自由が、全体として尊重されていない社会は、その政治形態がどんなものであろうと、自由ではない。また、これらの自由が、絶対的かつ無条件に存在しない社会はどんな社会も、完全に自由だとはいえない。その名に値する唯一の自由は、われわれが他人から彼らの幸福を奪おうとしたり、それを得ようとする彼らの努力の邪魔をせぬかぎり、われわれ自身の幸福をわれわれ自身の仕方でも追求する自由である」(p. 71f., 228頁)。

以上のようなミルの所論は、あるいは改めて取り上げるほどのものではないのかもしれない。しかし、現代の日本社会をおおっている天皇制思想とそれを自由に論議することをタブー視する風潮は、まさにミルの主張の対極にあるのであって、「天皇制コンフォーミズム」を対象化し、それを自覚的に批判する思考規準としての意義は決して小さくないと言

うことができる。日本には思想の自由の歴史はないのであり、戦後、憲法規範で思想の自由が保障されたけれども、それはたんなる理念や理論にとどまり、思想の自由が社会生活の次元で、個人によって自覚的に内面化され規範化されたことはなかったといえる。いったい、天皇制思想との関連で日本の民衆に思想の自由の乏しきことが法律学者においてどれほど問題にされたかといえば、はなはだ心もとないのである。思想の自由は自明の前提とされ、民衆が天皇制に関して無関心をよそおい、沈黙していることの意味をほとんど問題にしてこなかったといつてよい。

天皇制思想は日本の支配の正統性の思想であるが故に、それを批判するものは異端(「非国民」!)として処遇される。それほどに不寛容である。天皇制コンフォーミズムはその社会心理的反映にほかならない。

「われわれの単なる社会的不寛容は、だれをも殺さないしどんな意見をも根絶させはしないけれども、人々に意見を偽らせたり、あるいは意見を広めようとするどのような積極的努力をもさしひかえさせてしまうものである」(p. 94, 251頁)。「事態は、ある人々には非常に満足のいくように保たれている。というのは、そこでは、だれかを罰金刑にしたり投獄したりするという、不愉快な処置をせずに、すべての優秀な意見が表面上はみだされずに維持されているし、しかも他方では、思想の病に悩む異端の人々による理性の行使を、全面的に禁止せずにすんでいるからである」(p. 94, 252頁)。

「もっとも活動的に探究心に富む知識人たちの大部分が、彼らの信念の一般的原則や根拠は自分の胸の中にしまっておき、公衆に語りかける問題においては、彼らの結論のできるだけ多くを彼らが内心では認めていない前提に合わせるのが賢明だと考えるような状態」(同)が果してないと断言できるか否か。ミルによれば、このような社会状態のもとでの人間は、「平凡な新説への単なる迎合者」か、「聴衆を念頭において議論をする日和見的真理遵奉者」か、思考と関心を原理と関わらない取るにたりない実際的な事柄にかぎる人間である。「異端者の側におけるこの沈黙」は、墮落をもたらし、精神的発達を萎縮させる。「そのような雰囲気の中では、知的に活発な国民はかつて存在しなかったし、今後もけっして存在しないであろう」(p. 95, 253頁)。

『自由論』の全体的行論を忠実に追究することがここでの課題ではないので、さらに、これを換骨奪胎しながら論を進める。天皇制とそれに規定された日本人の思惟・行動様式は、意識的にであれ無意識的にであれ、日本の「伝統」や「慣習」であると思われる。しかし、ミルによれば、伝統や慣習が行為の規則になっているところでは、「個性」の自由な発展が阻害されていることを意味する。この視点からの伝統や慣習に対するミルの批判は痛烈である。

「人は自分一人だけの判断に対する自信のなさに比例して、『世間』一般の無誤謬性に対してふつう絶対的信頼をおく」(p. 77, 233頁)。

「彼は、他の人々からなる異なった意見をもつ世間に対して、自分が正しいことの責任を彼の属している世間にとらせる」「時代もまた個人と同様、誤りを免れえないということは、どんなわずかな議論でも証明できるほどそれ自体明白なことである」(p. 78, 234頁)。

「自己の生活設計を、自分のかわりに、世間や自分自身が属している世間の一部が選ぶのにまかせる人は、猿のような模倣能力のほかにはどんな能力も必要としない」(p. 123,

282頁)。

「彼らは、慣習的なものに対するものをのぞけば、なんの性向をももとうとはしないのである。このように精神自身がくびきに屈しているのである。人々が楽しみのためにすることにおいてさえ、他との一致ということがまず第一に考えられる。彼らは群衆の好みにしたがって好む。彼らは、ふつう一般に行われることの中からしか選択しない。特異な趣味や奇矯な行為は、犯罪と同様に忌避される。ついには、自己の本性にしたがわぬことによって、彼らはしたがうべき本性をもたなくなる。彼らの人間的諸能力はしばみ、やせ衰える」(p. 125f., 285頁)。

こうしてミルによれば、「個性を押しつぶすものは、たとえそれがどのような名で呼ばれようと、またそれが神の意志ないし人々の命令を実行するのだと公言しようとも、すべて専制主義である」「個性が発展と同一事であり、個性の育成のみが十分に発展した人間を生む、あるいは生むことができる」(p. 128, 288頁) からである。

「現代においては、単に人々に同調しないという例を示すこと、単に慣習にひびきを屈することを拒否することそれ自体が、一つの貢献となるのである。世論の専制は、奇矯さを非難的とするほど非常にはげしいものであるが、まさにそのゆえにこそ、その専制を打破するために人々が奇矯であることが望ましいのである」。「現在、あえて奇矯であろうとする人々が、こうも少ないことは、現代のもっとも大きな危険を物語るものである」(p. 132, 292頁)。

「人間は羊と同じではない。そして羊でさえ、見わけがつかぬほど似ているわけではない」(p. 133, 293頁)。習慣や世論の専制がいかに個性と社会の発展を阻害するものであるかを強調して、ついにミルは、専制に屈している人間を羊にも劣るものとし、奇矯をさえ奨励するに至るのである。

『自由論』を天皇制思想に侵されている現代日本の民主主義に対する診断と処方箋の書として読もうとする時、まだまだ言及すべき点が多い。そして本書の中には、たとえば大衆を「凡庸な人々」と見るなどの首肯しえない叙述もあるが、自由と個性と発展の価値に対するミルの絶対的確信とそれにもとづく専制的現実への批判は、きわめて具体的で实际的であって説得力に富んでいる。自由の歴史が浅く、自由の価値が社会的に規範化されていないわが国の社会的思想的土壌においては、その自由の積極的な行使を抑圧している天皇制思想のくびきから脱するために、以上のような形での全体の文脈を無視した読み方も許されるであろう。天皇制思想を対象化することによって相対化し、それを自由な議論の俎上にのせることによって神聖性をはぎとり、そうすることによって過剰同調から逃れうるひとつの糸口が『自由論』にはあると思える。『自由論』の世界は、「思想穩健」や「意見の一致」、「国論の統一」あるいはまた「言挙げ」や「ものいえば唇寒し秋の風」とは無縁の世界である。こういった「伝統的美風」からの脱却こそが自由と民主主義への途である。自由の価値は抽象的で、それを主張することは他面でエゴイズムを助長する意味をもち、また天皇制思想との実際の対決の場面では迂遠かつ消極的な戦略だととられるかもしれないが、結局はわれわれ自身の「伝統的な」思惟・行動・生活様式の主体的自覚と反省にもとづく、われわれ自身の自立性、主体性の確保とその具体的な実践の積み重ね以外に民主主義に至る王道はないのではなからうか。

本稿を次のようなミルの叙述を示して終わる。19世紀中葉の指摘が20世紀末の現代日本

への警句となるのは悲劇的であるが。

「もし、個性の権利が主張されなければならぬときがあるとすれば、まさに今こそその時である。今はなお、強制的同化を完成するための多くのものが欠けているのである。この侵害に対するなんらかの反抗が成功をおさめうるのは、比較的初期の段階においてのみである。他のすべての人々を、自分たちに似させようとする要求は、その要求が通ればそれだけいっそう大きくなる。もし一つの画一的な型に生活がほとんどはめこまれてしまいうまで抵抗をのぼすとすれば、その型から逸脱するものはすべて、不敬虔、不道徳、さらには奇怪で人間本性にそむくもの、とさえ考えられるようになってしまうであろう。人間は、しばらく多様性を見慣れないでいると、たちまちそれを考えることさえできなくなってしまうものなのである」(p. 140, 300頁)。

注)

- 1) たとえば阿部 齋『現代政治と政治学』(岩波書店, 1989年) 223頁以下参照。
- 2) 丸山眞男『増補版現代政治の思想と行動』512頁(未来社, 1964年)
- 3) 同上, 136-7頁。
- 4) 同上, 144頁。
- 5) 同上, 146頁。
- 6) 藤田省三『天皇制国家の支配原理』163頁(未来社, 1966年)
- 7) 同上, 174-5頁。
- 8) 渡辺 治『戦後政治史の中の天皇制』40頁(青木書店, 1990年)
- 9) 同上, 29頁。
- 10) 同上, 46頁。
- 11) 竹内芳郎『ポスト=モダンと天皇教の現在』35頁(筑摩書房, 1989年)
- 12) 藤田省三, 前掲書167頁。
- 13) 同上, 7頁。
- 14) 法律時報61巻6号(1989年5月号)
- 15) John Stuart Mill, On Liberty, Penguin books, p. 68, 早坂忠訳(中央公論社, 世界の名著38) 224頁, 以下本文中に頁数を示す。